

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア） 社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に、有償で公的年金の受給見込み額を計算した。
- （イ） 弁護士資格を有していないFPが、報酬を得て顧客の離婚問題における交渉代理人となり、FP業務の一環として法律的な判断に基づいて相手方との交渉を代行した。
- （ウ） 投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、独自の景気見通しを基に、有償で具体的な投資時期等を判断し、助言を行った。
- （エ） 税理士資格を有していないFPが、相続対策を検討している顧客に対し、有料の相談業務において、仮定の事例に基づく一般的な解説を行った。

問2

「消費者契約法」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 消費者が、商品を購入せずに退去したい旨を申し出たが、認められずに困惑して契約した場合で、購入場所が事業者の店舗であるときは、当該契約は取り消すことができる。
2. 「販売した商品は、いかなる理由があっても、後から返品・キャンセルはできません」とした契約条項は無効である。
3. 消費者契約法では、個人および法人を保護の対象としている。
4. 消費者の努力義務として、契約に際して事業者から提供された情報を活用し、契約内容を理解することが求められている。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記＜資料＞に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

日経平均株価

円

前日終値

9時 10 11 12 13 14 15

始値 27404円36銭 高値 27586円42銭(14時55分)
午前終値 27377円44銭 安値 27129円61銭(9時42分)

＜外国為替＞

ドル/円 1ドル = 113.86～113.87円
ユーロ/円 1ユーロ = 128.98～129.02円
ユーロ/ドル 1ユーロ = 1.1328～1.1329ドル
(17時、銀行間直物、日銀公表)

＜金利＞

新発10年国債利回り 0.130% (-0.010)
(365回債、日本相互証券、終値)
無担保コール翌日物金利 -0.020% (+0.005)
(短資協会、加重平均、速報)

＜商品＞

金(1両) 6726円 (-33円)
原油(1キロ) 53560円 (-250円)
(日本取引所グループの期先清算値)

＜日経・J P X商品指数＞02年=100

工業品 408.35 (-5.88)
407.64 (-6.10)

株式市場 (21日)

◇日経平均ストラテジー指数
(01年末=10000、騰落率は前日比)

| 銘柄 | 前日 | 21日 | 騰落率 |
|-----------------------|----------|----------|--------|
| カバードコール | 22762.60 | 22762.60 | -0.88% |
| リスクコントロール | 20786.65 | 20786.65 | -0.55% |
| レバレッジ | 23802.32 | 23802.32 | -1.80% |
| インバース | 1353.41 | 1353.41 | +0.90% |
| ダブルインバース(01年末=100000) | 645.95 | 645.95 | +1.80% |

◇東証2部などの売買データ

| 項目 | 東証2部 | ジャスダック |
|-----------------|-------|--------|
| 売買高(万株) | 16070 | 5697 |
| 売買高上位10銘柄占有率(%) | 89.2 | 51272 |
| 売買代金(百万円) | 28250 | 899.8 |
| 売買単価(円) | 175.7 | 899.8 |

東証2部 ジャスダック

騰落銘柄数 473 692
上場銘柄 446 653
値上がり 125 179
値下がり 257 377
新値株(昨年来) 高値 0 安値 30
時価総額(億円) 55643 93297
普通株式数(百万株) 10111 9095
1株当たり時価(円) 550.28 1025.77

◇立会外市場(東証)

| | |
|-----------|--------|
| 売買高(千株) | 135982 |
| 売買代金(百万円) | 305561 |
| 空売り比率(東証) | 47.7% |

◇業種別日経平均(500種) (21日、円・%)

| 業種 | 騰落幅 | 騰落率 |
|-------|----------|---------|
| 水産 | 207.80 | ▲1.60 |
| 新薬 | 246.29 | ▲9.24 |
| 建設 | 1204.02 | ▲4.04 |
| 食品 | 1499.66 | ▲21.29 |
| 繊維 | 449.94 | ▲0.23 |
| パルプ・紙 | 278.29 | ▲1.30 |
| 化学 | 1827.26 | ▲12.81 |
| 医薬品 | 7094.47 | ▲3.24 |
| 石油 | 876.01 | ▲16.20 |
| 石炭 | 2431.53 | ▲13.70 |
| 銅 | 882.89 | ▲11.95 |
| 鉄鋼 | 186.70 | ▲0.96 |
| 非鉄・金属 | 516.32 | ▲2.10 |
| 機械 | 2480.62 | ▲43.14 |
| 電気機器 | 10348.04 | ▲206.54 |
| 船舶 | 83.97 | ▲0.36 |
| 自動車 | 3417.50 | ▲58.83 |
| 輸送用機器 | 925.15 | ▲22.24 |

◇裁定取引に伴う現物株売買および残高

| 項目 | 売り | 買い |
|------|---------|-------------|
| ▽売買高 | 6,536 | 0 |
| ▽残高 | 2,206 | 128,780 |
| 3月物 | (408) | (▲22,309) |

外為市場 (21日)

◇円相場
(銀行間直物、1円=円、売買高は前日、終値は17時、寄付は9時時点、日銀)

| 項目 | 前日 | 21日 |
|-------|---------------|---------------|
| 終値 | 113.86～113.87 | 114.39～114.40 |
| 寄付 | 113.98～114.00 | 114.34～114.36 |
| 高値 | 113.63 | 114.03 |
| 安値 | 114.15 | 114.55 |
| 中心 | 113.83 | 114.28 |
| 直物売買高 | 52億6400万円 | 508億9500万円 |

◇名目実効為替レート指数
(1999年1月=100、前日分)

| | |
|---------------------|-------|
| 日本円 | 96.79 |
| 日経インデックス(2015年=100) | 108.4 |
| 日本円 | 105.9 |
| 米ドル | 108.3 |

◇主要通貨の対円レート
(17時、東京金融取引所・FX)

| | |
|----------|------------------------|
| 英ポンド/円 | 1ポンド=154.51～154.54円 |
| 豪ドル/円 | 1豪ドル=81.905～81.940円 |
| スイスフラン/円 | 1スイスフラン=124.46～124.50円 |

◇対顧客米ドル先物相場
(三菱UFJ銀、円)

| 月 | 売 | 買 |
|----|--------|--------|
| 1月 | 114.84 | 112.82 |
| 2月 | 114.84 | 112.78 |
| 3月 | 114.83 | 112.74 |
| 4月 | 114.80 | 112.68 |
| 5月 | 114.75 | 112.61 |
| 6月 | 114.69 | 112.54 |

◇外為 対顧客電信売相場
▽三菱UFJ銀(円)

| 通貨 | 前日 | 21日 |
|--------------|--------|--------|
| 米ドル | 114.84 | 115.31 |
| ユーロ | 130.18 | 131.26 |
| カナダドル | 92.51 | 93.03 |
| 英ポンド | 158.70 | 159.74 |
| スイスフラン | 125.00 | 125.77 |
| デンマーククローネ | 17.59 | 17.73 |
| ノルウェークローネ | 13.11 | 13.33 |
| スウェーデンクローナ | 12.72 | 12.96 |
| 豪ドル | 83.89 | 84.68 |
| ニュージーランドドル | 78.66 | 79.49 |
| 香港ドル | 15.05 | 15.10 |
| シンガポールドル | 85.30 | 85.71 |
| サウジアラビアリヤル | 31.20 | 31.32 |
| U.A.E.ディールハム | 31.72 | 31.75 |
| クイーンズランド | 3.53 | 3.57 |
| インドルピー | 1.69 | 1.70 |
| パキスタンルピー | 0.80 | 0.80 |
| クワタールディナール | 384.21 | 386.76 |

債券市場 (21日)

◇新発10年国債(店頭売買参考統計値)

| 項目 | 前日比 |
|-------|-----------------|
| 365回債 | 0.130% (-0.010) |

◇日経公社債インデックス

| | |
|-----|------|
| 短期債 | 0.44 |
| 中期債 | 0.25 |
| 長期債 | 0.47 |

◇日経国債インデックス
(算出不能、未着は-)

◇公社債店頭売買参考統計値
(24日分、日本証券業協会、円、国庫短期)
(証券の利回りは単利、その他は複利)

| 銘柄 | 償還年月 | 利率(%) | 平均値 | 平均値 |
|------------|-------|-------|--------|--------|
| 国債 | | | | |
| 国庫短期証券1050 | 22/4 | — | 100.02 | ▲0.095 |
| 国庫短期証券1049 | 22/7 | — | 100.04 | ▲0.100 |
| 国庫短期証券1046 | 22/12 | — | 100.09 | ▲0.100 |
| 中国432(2) | 24/1 | 0.005 | 100.15 | ▲0.072 |

※各項目においてカッコの中で示されている+、-、▲等は、前営業日との比較
(日本経済新聞朝刊 2022年1月22日(土)21面)

- 21日の日経平均株価は、前営業日(の終値)に比べてマイナスで推移した。
- 21日の債券市場では、新発10年国債の価格(終値)は前営業日に比べて下落した。
- 21日の無担保コール翌日物金利(速報)は、前営業日に比べて上昇した。
- 21日の外国為替市場の円相場(終値)は、米ドルに対し前営業日より円高であった。

問4

下記の〈資料〉に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

〈資料〉

販売用資料 円建て新発債券のご案内

RA株式会社 第2回無担保社債（劣後特約付）

期間：5年 利率：年2.55%（税引前）

募集期間：2022年8月25日～2022年9月14日

【募集要項】

〈発行価格〉額面100円につき100円 　　〈償還日〉2027年9月15日

〈お申込単位〉100万円単位 　　〈格付〉BBB（S&P）

〈受渡日〉2022年9月15日

〈利払日〉毎年3月15日・9月15日

（以下省略）

1. この社債は、投資適格債である。
2. この社債は、NISA（少額投資非課税制度）の対象外である。
3. この社債を新規発行で100万円額面購入する場合、100万円に募集手数料を加えた金額を支払う。
4. 一般に劣後特約付債券は、発行体の破産手続きなどが行われる場合、普通社債よりも支払い順位が劣る。

問5

安藤さんは、将来のために、つみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）を活用して投資を始めることを検討しており、FPの皆川さんに質問をした。つみたてNISAに関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「つみたてNISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間40万円までで、その年の非課税投資枠の未使用分は翌年以降に繰り越すことができます。」
- （イ）「対象商品は長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）で、毎月分配型も含まれます。」
- （ウ）「一定の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益が、最長20年間非課税となります。」
- （エ）「投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は元本の払い戻しに相当し、そもそも非課税であり、つみたてNISAの非課税のメリットを享受できません。」

問6

2022年5月18日、QZ株式会社（以下「QZ社」という）は、QA株式会社（以下「QA社」という）を吸収合併した。下記＜資料＞は、井川さんが同一の特定口座内で行ったQA社とQZ社の株式取引等に係る明細である。井川さんが2022年9月9日に売却したQZ社の1,000株について、譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。

＜資料＞

| 取引日等 | 取引種類等 | 銘柄 | 株数（株） | 約定単価（円） |
|-------------|-----------------------------|-----|-------|---------|
| 2020年 9月17日 | 買付 | QA社 | 3,000 | 2,520 |
| 2021年11月 5日 | 買付 | QA社 | 2,000 | 3,060 |
| 2022年 5月18日 | 会社合併 比率 QA社：QZ社 1：1.2 | — | — | — |
| 2022年 9月 9日 | 売却 | QZ社 | 1,000 | 2,650 |

※売買手数料および消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

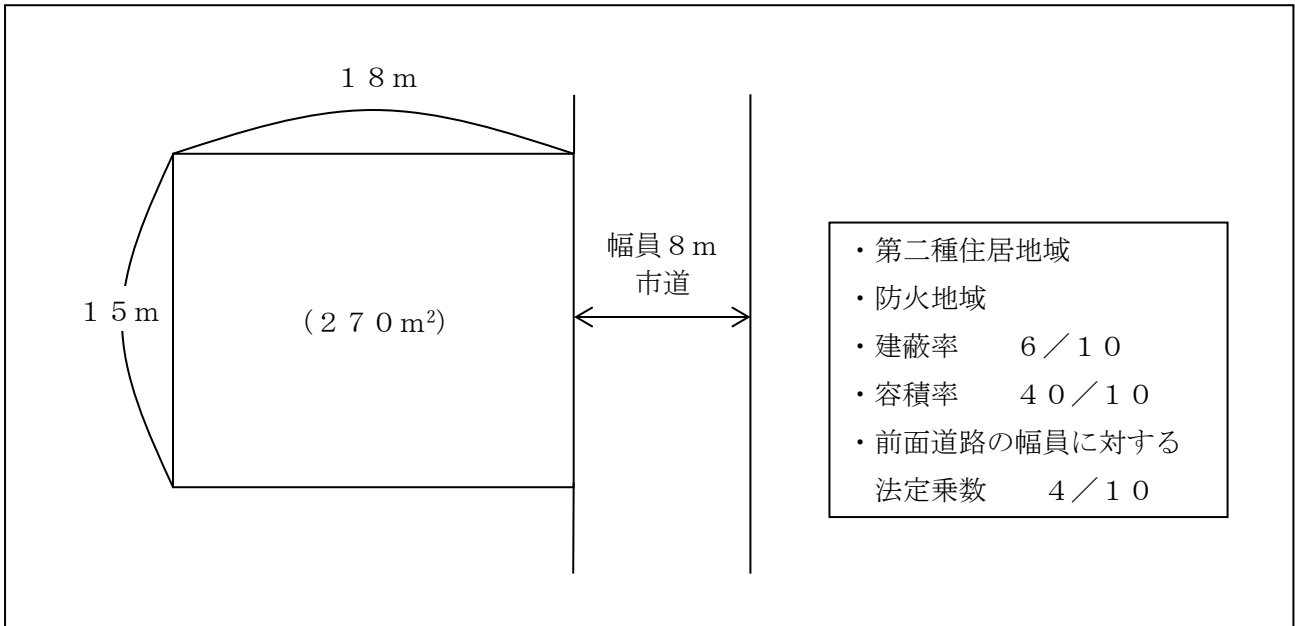
- 1. 2,280円
- 2. 2,520円
- 3. 2,650円
- 4. 2,736円

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積（床面積の合計）の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、＜資料＞に記載のない条件は一切考慮しないこと。

＜資料＞



1. (ア) 162 m² (イ) 1080 m²
2. (ア) 189 m² (イ) 864 m²
3. (ア) 162 m² (イ) 864 m²
4. (ア) 189 m² (イ) 1080 m²

問 8

羽田さんは、所有しているアパートを貸すに当たり、F P の近藤さんに借家契約の説明を受けた。借地借家法に基づく借家契約に関する下表の空欄（ア）～（エ）に入る最も適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

| | | 普通借家契約 | 定期借家契約 |
|-------|---------|--------------------|---------------------|
| 契約方法 | | （ア） | （イ） |
| 契約の更新 | | 賃貸人に正当事由がない限り更新される | （ウ） |
| 契約期間 | 1年未満の場合 | （エ） | 1年未満の契約期間を定めることもできる |
| | 1年以上の場合 | 制限はない | 制限はない |

<語群>

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 制限はない | 2. 公正証書等の書面による |
| 3. 賃貸人に正当事由がない限り更新される | 4. 期間満了により終了し、更新されない |
| 5. 期間の定めのない契約とみなされる | 6. 1年の契約期間とみなされる |

問9

飯田さんは、100m²ほどの土地付き中古一戸建て住宅の購入を検討しており、FPで税理士でもある浅見さんに不動産にかかる税金について質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

浅見さん：「土地や家屋を保有している間は、毎年固定資産税がかかります。また、その住宅が市街化区域内にある場合には、都市計画税もかかります。どちらも固定資産課税台帳登録価格、いわゆる固定資産税評価額に対して、特例が適用される場合は適用し、課税標準を計算します。」

飯田さん：「私が購入を検討している住宅に適用できる特例には、どのようなものがありますか。」

浅見さん：「一戸当たり200m²以下の小規模住宅用地については、課税標準額を、固定資産税では固定資産税評価額の（ア）、都市計画税では固定資産税評価額の（イ）とする特例が適用できます。」

飯田さん：「それぞれ税率はどれぐらいですか。」

浅見さん：「固定資産税の税率は、課税標準額に対して（ウ）を標準としますが、市町村（東京23区内は都）の条例で異なる税率にすることができ、標準税率を超えることもできます。」

<語群>

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の1 | 3. 5分の1 |
| 4. 6分の1 | 5. 10分の1 | |
| 6. 1.0% | 7. 1.4% | 8. 3.0% |

問10

下記<資料>は、天野さんが購入を検討している投資用マンションの概要である。この物件の表面利回り（年利）と実質利回り（年利）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない事項については一切考慮しないこととし、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

購入費用総額：3,000万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）

想定される収入：賃料 月額130,000円

想定される支出：

管理費・修繕積立金 月額20,000円

管理業務委託費 月額 5,000円

火災保険料 年額15,000円

固定資産税等税金 年額50,000円

修繕費 年額30,000円

1. 表面利回り（年利）：5.20% 実質利回り（年利）：3.88%
2. 表面利回り（年利）：5.20% 実質利回り（年利）：0.40%
3. 表面利回り（年利）：4.20% 実質利回り（年利）：3.88%
4. 表面利回り（年利）：4.20% 実質利回り（年利）：0.40%

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。


問11

大垣正浩さん（59歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、正浩さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険証券番号 ××-×××××× | | 保険種類 定期保険特約付終身保険 | |
| 保険契約者 | 大垣 正浩 様 | 保険契約者印 | 契約日：1999年6月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円 |
| 被保険者 | 大垣 正浩 様 契約年齢：36歳 男性 1963年5月1日生 | (大垣) | |
| 死亡保険金受取人 | 大垣 絵美 様 (妻) | 受取割合 10割 | |
| ご契約内容 | | | |
| 主契約の内容 | 保険期間 | 保険金額 | |
| 終身保険 | 終身 | 保険金額 | 500万円 |
| 特約の内容 | 保険期間 | 保険金額・給付金額 | |
| 定期保険特約 | 60歳 | 保険金額 | 3,000万円 |
| 特定疾病保障定期保険特約 | 60歳 | 保険金額 | 500万円 |
| 傷害特約 (本人・妻型) | 60歳 | 保険金額・給付金額 | 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金（保険金額の100%～10%）を支払います。 ◇妻の場合は、本人の災害死亡保険金・障害給付金の6割の金額になります。 |
| 災害入院特約 (本人・妻型) | 80歳 | 日額 | 5,000円 ◇ケガで5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。 |
| 疾病入院特約 (本人・妻型) | 80歳 | 日額 | 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍、20倍、40倍）を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。 |
| 生活習慣病入院特約 (本人型) | 80歳 | 日額 | 5,000円 ◇生活習慣病で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇生活習慣病で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍、20倍、40倍）を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 |
| 裏書事項 | | | 承認 P A生命 |
| 2001年12月1日にリビング・ニーズ特約を中途付加しました。 (死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求できます。なお、傷害特約は、この特約による保険金の支払い対象となりません。) 保険証券番号××-×××××× | | | |

<資料／保険証券2>

| | | | |
|---------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 終身がん保険 | | 保険証券記号番号 ○○－○○○○○ | |
| 保険契約者 | 大垣 正浩 様 1963年5月1日生 男性 | 保険契約者印  | ◇契約日 1999年8月1日 |
| 被保険者 | 大垣 正浩 様 1963年5月1日生 男性 | | ◇主契約の保険期間 終身 |
| 受取人 | 給付金 大垣 正浩 様 死亡給付金 大垣 絵美 様 (妻) | 受取割合 10割 | ◇主契約の保険料払込期間 終身 |
| ◇ご契約内容 | | ◇お払い込みいただく合計保険料 | |
| がん診断給付金 | 初めてがんと診断されたとき | 100万円 | 毎回 △, △△△円 |
| がん入院給付金 | 1日目から日額 | 1万円 | |
| がん手術給付金 | 1回につき | 20万円 | [保険料払込方法] 月払い |
| がん死亡給付金 | がんによる死亡 | 20万円 | |
| 死亡給付金 | がん以外による死亡 | 10万円 | |

- ・ 正浩さんが現時点で、網膜剥離（加齢・近視が原因）で8日間継続して入院し、約款所定の手術（給付倍率10倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 正浩さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため12日間継続して入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 正浩さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

※約款所定の手術は定期保険特約付終身保険および終身がん保険ともに該当するものである。

問 1 2

下記<資料>の個人年金保険に関する次の(ア)～(エ)に関する記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、青山和也さんが加入している個人年金保険は下記<資料>の契約のみとし、契約は有効に継続しており、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、保険料はすべて和也さんが負担しており(2022年12月分まで支払い済みとする)、2022年中の配当はないものとする。また、生命保険料控除の金額については、その年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

<資料>

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| [個人年金保険 保険証券 (一部抜粋)] | |
| 保険契約者：青山 和也 様 被保険者：青山 和也 様 (契約年齢：35歳) 年金受取人：青山 和也 様 死亡給付金受取人：青山 佐織 様 (妻) | 契約日：2019年9月1日 保険料払込期間：60歳払込満了 保険料：8,600円 (月払い) *税制適格特約付加 |
| ◆ご契約内容 基本年金額：30万円 (60歳年金支払開始・10年確定年金) | |

<所得税の生命保険料控除額 (速算表) >

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約 (旧契約) 等に係る控除額

| 年間の支払保険料の合計 | | 控除額 |
|-------------|-------------|---------------------|
| 25,000円 以下 | | 支払保険料の全額 |
| 25,000円 超 | 50,000円 以下 | 支払保険料×1/2 + 12,500円 |
| 50,000円 超 | 100,000円 以下 | 支払保険料×1/4 + 25,000円 |
| 100,000円 超 | | 50,000円 |

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約 (新契約) 等に係る控除額

| 年間の支払保険料の合計 | | 控除額 |
|-------------|------------|---------------------|
| 20,000円 以下 | | 支払保険料の全額 |
| 20,000円 超 | 40,000円 以下 | 支払保険料×1/2 + 10,000円 |
| 40,000円 超 | 80,000円 以下 | 支払保険料×1/4 + 20,000円 |
| 80,000円 超 | | 40,000円 |

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

- (ア) 和也さんの2022年分の所得税の個人年金保険料控除額は、40,000円である。
- (イ) 和也さんが契約日から6年後に解約して一時金で受け取る解約返戻金による所得は、雑所得として課税の対象となる。
- (ウ) 和也さんが年金受取り開始前に死亡した場合、佐織さんが受け取る死亡給付金は、相続税の課税対象となる。
- (エ) 和也さんが毎年受け取る年金による所得は、一時所得として課税の対象となる。

問 13

宇野陽平さん（48歳）は、下記＜資料＞の自動車保険に加入している。下記＜資料＞に基づき、FPの布施さんが行った次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、＜資料＞に記載のない特約については考慮しないものとする。

＜資料＞

| 自動車保険証券 | | | |
|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 保険契約者 | | | |
| 住所 | ×××× ○-○○ | 賠償被保険者 | |
| 氏名 | 宇野 陽平 様 | (表示のない場合は契約者に同じ) | |
| 運転者年齢条件 | | 35歳以上補償/ 35歳以上の方が運転中の事故を補償します。 | |
| 証券番号 ××-××××× | | | |
| 保険期間 | 2022年 1月15日 午後4時から 2023年 1月15日 午後4時まで 1年間 | 合計保険料 | △△, △△△円 |
| 被保険自動車 | | | |
| 登録番号 | 東京 ○○○ に ×××× | | |
| 車体番号 | △△△-△△△△△ | | |
| 車名 | ××× | | |
| 用途車種 | 自家用小型乗用 | | |
| 適用している割増・割引 | ノンフリート契約 12等級 | | |
| 安全装置 | エアバッグ ABS | | |
| 補償種目・免責金額（自己負担額）など | | 保険金額 | |
| 車両 | 免責金額 | 1回目 0円 | 一般車両保険（一般条件） 150万円 |
| | | 2回目 10万円 | |
| 対人賠償（1名につき） | | 無制限 | |
| 無保険車傷害 | | 人身傷害で補償されます | |
| 自損事故傷害 | | 人身傷害で補償されます | |
| 対物賠償 | 免責金額 | 0円 | 無制限 |
| 人身傷害（1名につき） | 搭乗中のみ担保 | | 1億円 |
| 搭乗者傷害（1名につき） | | 補償されません | |
| その他の補償 | | | |
| 弁護士費用特約 | | 補償されます 300万円 | |
| ファミリーバイク特約 | | 補償されます（対人・対物に同じ） | |
| 事故付随費用特約 | | 補償されません | |

- (ア)「陽平さんと同居している陽平さんの長女（21歳・未婚）が被保険自動車を運転中、他人にケガをさせ法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となります。」
- (イ)「陽平さんが被保険自動車で旅行中に駐車場で落書きをされ、車両保険金のみが支払われた場合、当該事故はノンフリート等級別料率制度における「ノーカウント事故」に該当します。」
- (ウ)「陽平さんが被保険自動車を運転中、他人が運転する自動車と衝突し、陽平さんがケガをした場合、過失割合にかかわらず陽平さんの損害に対して保険金を受け取ることができます。」
- (エ)「陽平さんが所有する原動機付自転車（50cc）を陽平さんの妻（45歳）が運転中、他人にケガをさせ法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となります。」

問 1 4

F Pの阿久津さんが行った生命保険の指定代理請求特約の説明に関する下記の記述について、空欄(ア)～(エ)に入る語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、契約者と被保険者は別人物であるものとし、被保険者と保険金、給付金の受取人は同一人物であるものとする。

- ・ 入院給付金や特定疾病保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約の受取人は本来(ア)ですが、疾病等により意思表示できない等の特別な事情がある場合、あらかじめ指定した者が指定代理請求人として(ア)の代わりに保険金、給付金の請求を行うことができます。
- ・ 指定代理請求特約を付加するに当たって特約保険料は(イ)。また、指定代理請求人は保険期間の途中で(ウ)。
- ・ 指定代理請求人は(ア)の同意を得て(エ)が指定します。

1. (ア) 契約者 (イ) 必要です (ウ) 変更できません (エ) 被保険者
2. (ア) 被保険者 (イ) 必要です (ウ) 変更できません (エ) 契約者
3. (ア) 契約者 (イ) 不要です (ウ) 変更できます (エ) 被保険者
4. (ア) 被保険者 (イ) 不要です (ウ) 変更できます (エ) 契約者

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

会社員の平尾さんは、2022年6月末に勤務先を退職した。平尾さんの退職に係るデータが下記<資料>のとおりである場合、平尾さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、平尾さんは、勤務先の役員であったことはなく、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。また、退職は障害者になったことに基因するものではない。

<資料：平尾さんの退職に係るデータ>

| | |
|------------|---------|
| 支給される退職一時金 | 1,300万円 |
| 勤続期間 | 23年3ヵ月 |

1. 110万円
2. 145万円
3. 220万円
4. 290万円

問 16

給与所得者の井上純さん（41歳）は、妻の恵さん（40歳）と生計を一にしている。純さんと恵さんの2022年分の所得の状況が下記＜資料＞のとおりである場合、純さんの所得税の計算上、配偶者控除または配偶者特別控除として控除される金額として、正しいものはどれか。なお、記載されている事項以外については、考慮しないものとする。

＜資料＞

井上純さん：給与収入 920万円

恵さん：パート収入 50万円

＜給与所得控除額の速算表＞

| 給与等の収入金額 | | 給与所得控除額 |
|-----------|---------|----------------|
| 162.5万円以下 | | 55万円 |
| 162.5万円超 | 180万円以下 | 収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超 | 360万円以下 | 収入金額×30%＋8万円 |
| 360万円超 | 660万円以下 | 収入金額×20%＋44万円 |
| 660万円超 | 850万円以下 | 収入金額×10%＋110万円 |
| 850万円超 | | 195万円 |

＜配偶者控除額（所得税）の早見表＞

| 納税者の合計所得金額 | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
|------------|---------|-------------------|---------------------|
| 控除対象配偶者 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 48万円 | 32万円 | 16万円 |

＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞

| 配偶者の 合計所得金額 | 納税者の 合計所得金額 | | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
|----------------|----------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | | |
| 48万円超 95万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | |
| 95万円超 100万円以下 | 36万円 | 24万円 | 12万円 | |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | |
| 105万円超 110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | |
| 110万円超 115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | |
| 115万円超 120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | |
| 120万円超 125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | |
| 125万円超 130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | |
| 130万円超 133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | |

1. 配偶者控除 2.6 万円
2. 配偶者控除 3.8 万円
3. 配偶者特別控除 2.6 万円
4. 配偶者特別控除 3.8 万円

問 17

山岸健太さん（72歳）の2022年の収入等が下記のとおりである場合、山岸さんの2022年分の所得税における公的年金等控除額として、正しいものはどれか。

<2022年分の収入等>

| 内容 | 金額 |
|-------------------------|-------|
| 老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）（注1） | 340万円 |
| 生命保険の満期保険金（注2） | 650万円 |
| その他の所得金額（注3） | 875万円 |

（注1）老齢厚生年金および企業年金は、公的年金等控除額を控除する前の金額である。

（注2）生命保険は、保険期間30年の養老保険であり、保険契約者・保険料負担者・満期保険金受取人は山岸さんである。保険料の総額は400万円で、満期保険金は一時金で受け取っている。
 なお、契約者配当については考慮しないこととする。

（注3）全額が公的年金等に係る雑所得以外の所得である。

<公的年金等控除額の速算表>

| 納税者区分 | 公的年金等の収入金額（A） | 公的年金等控除額 |
|---------|------------------|----------------------------------------|
| | | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下 |
| 65歳未満の者 | 130万円以下 | 60万円 |
| | 130万円超 410万円以下 | $(A) \times 25\% + 27.5$ 万円 |
| | 410万円超 770万円以下 | $(A) \times 15\% + 68.5$ 万円 |
| | 770万円超 1,000万円以下 | $(A) \times 5\% + 145.5$ 万円 |
| | 1,000万円超 | 195.5万円 |
| 65歳以上の者 | 330万円以下 | 110万円 |
| | 330万円超 410万円以下 | $(A) \times 25\% + 27.5$ 万円 |
| | 410万円超 770万円以下 | $(A) \times 15\% + 68.5$ 万円 |
| | 770万円超 1,000万円以下 | $(A) \times 5\% + 145.5$ 万円 |
| | 1,000万円超 | 195.5万円 |

1. 110万円
2. 340 万円 $\times 25\% + 27.5$ 万円 = 112.5 万円
3. $(340$ 万円 $+ 650$ 万円 $- 400$ 万円) $\times 15\% + 68.5$ 万円 = 157 万円
4. $(340$ 万円 $+ 650$ 万円) $\times 5\% + 145.5$ 万円 = 195 万円

問 18

事業所得者である馬場さんは、2022年の事業所得において他の所得と損益通算をしても、なお控除しきれない損失（純損失）が100万円くらい発生しそうである。前年度の所得が1,000万円あったので、FPで税理士でもある藤原さんに相談をした。馬場さんの所得税の申告に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

一般的な話として、2022年に生じた純損失がある場合、2021年分の所得税について（ア）を受けられる制度があります。この制度は、その前年において（イ）を提出し、かつ、純損失が生じた年の（イ）を提出期限までに提出している場合に限り認められます。馬場さんは所得税の確定申告書（確定損失申告書）を、2023年（ウ）に申告することで期限内申告書を提出したことになります。

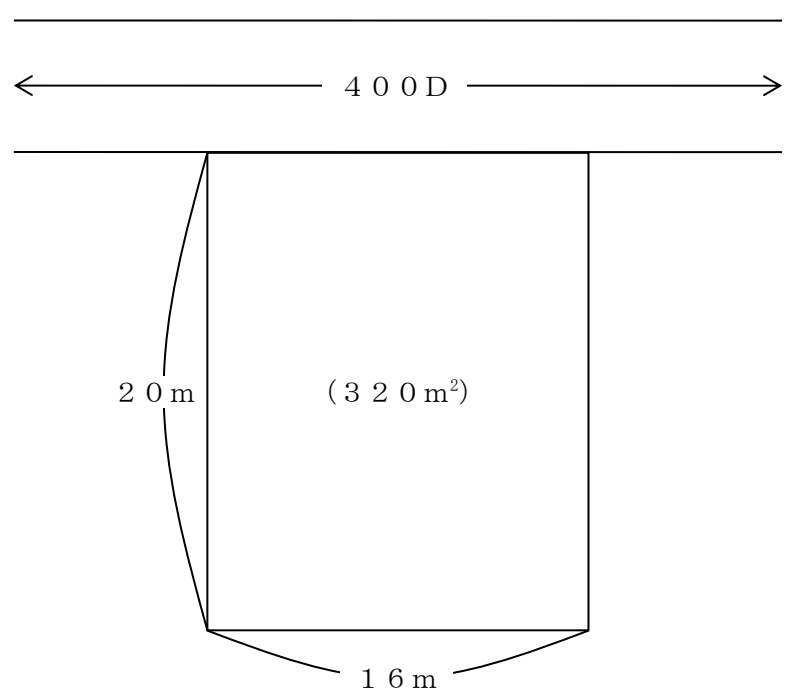
1. （ア）繰り戻しによる還付
（イ）白色申告書または青色申告書
（ウ）2月1日から3月15日まで
2. （ア）繰越控除
（イ）青色申告書
（ウ）2月1日から3月15日まで
3. （ア）繰り戻しによる還付
（イ）青色申告書
（ウ）2月16日から3月15日まで
4. （ア）繰越控除
（イ）白色申告書または青色申告書
（ウ）2月16日から3月15日まで

【第6問】下記の（問19）～（問21）について解答しなさい。

問19

下記＜資料＞の宅地（貸家建付地）に係る路線価方式による相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

＜資料＞



注1：奥行価格補正率 1.00
注2：借地権割合 60%
注3：借家権割合 30%
注4：この宅地には宅地所有者の所有する賃貸アパートが建っており、現在すべて賃貸中となっている。
注5：その他の記載のない条件は一切考慮しないものとする。

1. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2$
2. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2 \times 60\%$
3. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2 \times (1 - 60\%)$
4. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$

問20

下記の相続事例（2022年8月30日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：4,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（以下、「小規模宅地等の特例」という）適用後：800万円）

建物：1,000万円

現預金：5,500万円

死亡保険金：2,500万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：1,200万円

＜親族関係図＞



※「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

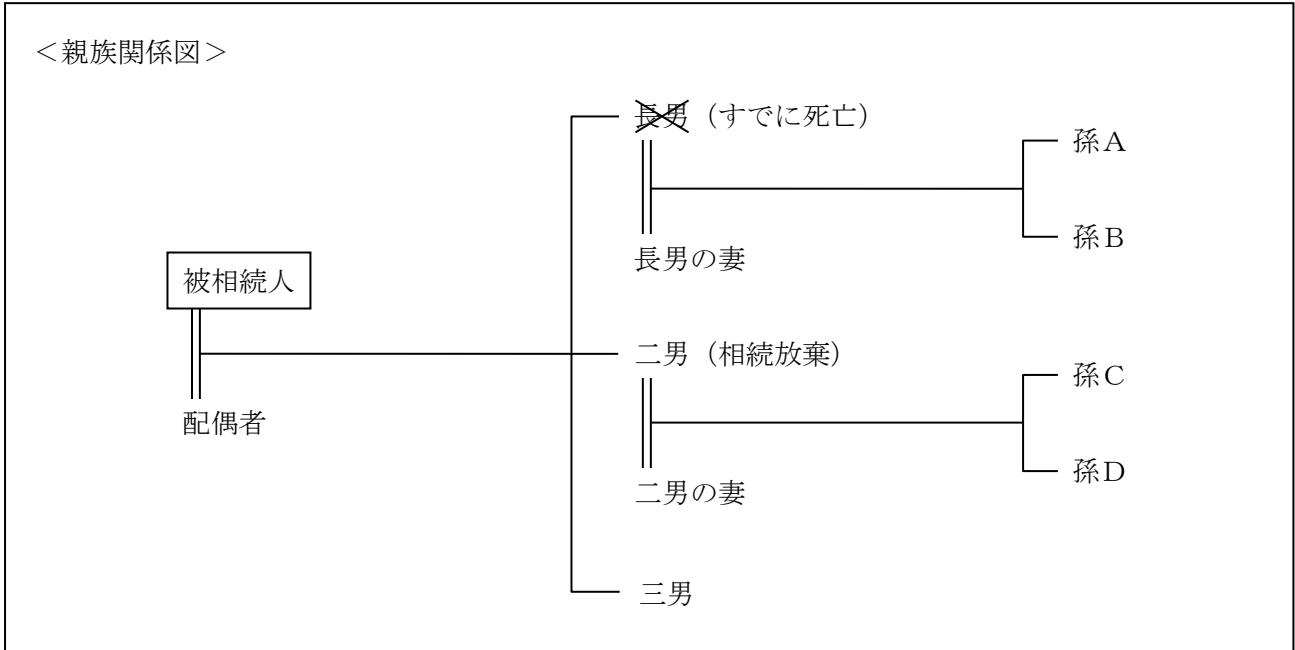
※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

1. 7,100万円
2. 8,300万円
3. 8,600万円
4. 10,300万円

問 2 1

下記の<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ア）。
- ・ 被相続人の孫Cおよび孫Dの各法定相続分は（イ）。
- ・ 被相続人の三男の法定相続分は（ウ）。

| <語群> | | | | |
|------|------|-----|-----|------|
| なし | 1/2 | 1/3 | 1/4 | 1/6 |
| 1/8 | 1/10 | 2/3 | 3/4 | 1/12 |

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜最上家の家族データ＞

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 備考 |
|-------|----|-------------|------|
| 最上 高広 | 本人 | 1985年11月 9日 | 会社員 |
| 美香 | 妻 | 1986年 5月16日 | 会社員 |
| 聖菜 | 長女 | 2016年 8月 2日 | 幼稚園児 |
| 太一 | 長男 | 2018年 4月21日 | |

＜最上家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

| 経過年数 | | | 基準年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|-------------|----------|-----|-------|-----------------|-------------|-------|-------------|
| 西暦(年) | | | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
| 家族構成/ 年齢 | 最上 高広 | 本人 | 36歳 | 37歳 | 38歳 | 39歳 | 40歳 |
| | 美香 | 妻 | 35歳 | 36歳 | 37歳 | 38歳 | 39歳 |
| | 聖菜 | 長女 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 |
| | 太一 | 長男 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 |
| ライフイベント | | | | 住宅ローンの 繰上げ返済 | 聖菜 小学校入学 | | 太一 小学校入学 |
| | | 変動率 | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1% | 418 | | | | |
| | 給与収入(妻) | 1% | 362 | | | (ア) | |
| | 収入合計 | — | 780 | 788 | 795 | | 812 |
| 支出 | 基本生活費 | *% | 283 | | | | |
| | 住居費 | — | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 |
| | 教育費 | — | | | 40 | 40 | 40 |
| | 保険料 | — | 48 | 48 | 60 | 60 | 60 |
| | 一時的支出 | — | | | | | |
| | その他支出 | *% | 60 | | | | |
| | 支出合計 | — | 606 | | 640 | | 653 |
| 年間収支 | | | — | 174 | | 157 | 159 |
| 金融資産残高 | | | 1% | 486 | 556 | (イ) | 1,049 |

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2021年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄または*としている。

問 2 2

最上家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 3

最上家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 4

最上さんは、現在居住している自宅の住宅ローン（全期間固定金利、返済期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし）の繰上げ返済を検討しており、FPの山田さんに質問をした。最上さんが住宅ローンを42回返済後に、100万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済回数を解答用紙に記入しなさい。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料：最上家の住宅ローンの償還予定表の一部>

| 返済回数 (回) | 毎月返済額 (円) | うち元金 (円) | うち利息 (円) | 残高 (円) |
|-------------|-----------|----------|----------|------------|
| 41 | 115,592 | 65,398 | 50,194 | 33,397,452 |
| 42 | 115,592 | 65,496 | 50,096 | 33,331,956 |
| 43 | 115,592 | 65,595 | 49,997 | 33,266,361 |
| 44 | 115,592 | 65,693 | 49,899 | 33,200,668 |
| 45 | 115,592 | 65,791 | 49,801 | 33,134,877 |
| 46 | 115,592 | 65,890 | 49,702 | 33,068,987 |
| 47 | 115,592 | 65,989 | 49,603 | 33,002,998 |
| 48 | 115,592 | 66,088 | 49,504 | 32,936,910 |
| 49 | 115,592 | 66,187 | 49,405 | 32,870,723 |
| 50 | 115,592 | 66,286 | 49,306 | 32,804,437 |
| 51 | 115,592 | 66,386 | 49,206 | 32,738,051 |
| 52 | 115,592 | 66,485 | 49,107 | 32,671,566 |
| 53 | 115,592 | 66,585 | 49,007 | 32,604,981 |
| 54 | 115,592 | 66,685 | 48,907 | 32,538,296 |
| 55 | 115,592 | 66,785 | 48,807 | 32,471,511 |
| 56 | 115,592 | 66,885 | 48,707 | 32,404,626 |
| 57 | 115,592 | 66,986 | 48,606 | 32,337,640 |
| 58 | 115,592 | 67,086 | 48,506 | 32,270,554 |
| 59 | 115,592 | 67,187 | 48,405 | 32,203,367 |
| 60 | 115,592 | 67,287 | 48,305 | 32,136,080 |

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利率1.0%）]

| | 終価係数 | 現価係数 | 減債基金係数 | 資本回収係数 | 年金終価係数 | 年金現価係数 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1年 | 1.010 | 0.990 | 1.000 | 1.010 | 1.000 | 0.990 |
| 2年 | 1.020 | 0.980 | 0.498 | 0.508 | 2.010 | 1.970 |
| 3年 | 1.030 | 0.971 | 0.330 | 0.340 | 3.030 | 2.941 |
| 4年 | 1.041 | 0.961 | 0.246 | 0.256 | 4.060 | 3.902 |
| 5年 | 1.051 | 0.951 | 0.196 | 0.206 | 5.101 | 4.853 |
| 6年 | 1.062 | 0.942 | 0.163 | 0.173 | 6.152 | 5.795 |
| 7年 | 1.072 | 0.933 | 0.139 | 0.149 | 7.214 | 6.728 |
| 8年 | 1.083 | 0.923 | 0.121 | 0.131 | 8.286 | 7.652 |
| 9年 | 1.094 | 0.914 | 0.107 | 0.117 | 9.369 | 8.566 |
| 10年 | 1.105 | 0.905 | 0.096 | 0.106 | 10.462 | 9.471 |
| 15年 | 1.161 | 0.861 | 0.062 | 0.072 | 16.097 | 13.865 |
| 20年 | 1.220 | 0.820 | 0.045 | 0.055 | 22.019 | 18.046 |
| 25年 | 1.282 | 0.780 | 0.035 | 0.045 | 28.243 | 22.023 |
| 30年 | 1.348 | 0.742 | 0.029 | 0.039 | 34.785 | 25.808 |

※記載されている数値は正しいものとする。

問25

倉田さんは、自宅のリフォーム費用450万円をリフォームローンを利用して返済しようと考えている。今後10年間、年利1.0%で毎年借入当日に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

問26

山本さんは、老後の生活資金として、毎年年末に240万円を受け取りたいと考えている。受取期間を25年とし、年利1.0%で複利運用をした場合、受取り開始年の初めにいくらの資金があればよいか。

問27

落合さんは、定年後の世界一周旅行の資金として、15年後に800万円を用意しようと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

米田正人さんは、民間企業に勤務する会社員である。正人さんと妻の幸子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある浜松さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2022年9月1日現在のものである。

[家族構成]

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備考 |
|-------|----|-------------|-----|----------|
| 米田 正人 | 本人 | 1988年12月 1日 | 33歳 | 会社員（正社員） |
| 幸子 | 妻 | 1988年11月14日 | 33歳 | 会社員（正社員） |
| 翼 | 長女 | 2017年 9月26日 | 4歳 | 保育園児 |

[収入金額（2021年）]

正人さん：給与550万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

幸子さん：給与450万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額10万円（管理費込み）である。

マイホームとして販売価格4,000万円（うち消費税180万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

正人さん名義

銀行預金（普通預金）：150万円

銀行預金（定期預金）：600万円

幸子さん名義

銀行預金（普通預金）： 50万円

銀行預金（定期預金）：500万円

[負債]

正人さんと幸子さんに負債はない。

[保険]

収入保障保険A：年金月額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は正人さん、年金受取人は幸子さんである。

団体定期保険B（加入検討中）：保険金額1,000万円。保険加入者（保険料負担者）および被保険者は幸子さんである。

問 28

米田さん夫妻は、2022年11月にマンションを購入する予定である。米田さん夫妻が<設例>のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10%とし、計算結果については万円未満の端数が生じる場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 29

米田さん夫妻はマンション購入に当たり、夫婦での借入れを検討している。夫婦が住宅ローンを借りる場合の主な組み方について、FPの浜松さんがまとめた下表における幸子さんの住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用について、空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、借入方法以外の住宅ローン控除の適用要件はすべて満たしていることとする。

| | | ペアローン | 収入合算 | |
|---------|------|-------|-------|-------|
| | | | 連帯債務 | 連帯保証 |
| 借入人等 | 正人さん | 借入人 | 借入人 | 借入人 |
| | 幸子さん | 借入人 | 連帯債務者 | 連帯保証人 |
| 住宅ローン控除 | 正人さん | 受けられる | 受けられる | 受けられる |
| | 幸子さん | （ア） | （イ） | （ウ） |

1. （ア）受けられない （イ）受けられない （ウ）受けられる
2. （ア）受けられない （イ）受けられる （ウ）受けられない
3. （ア）受けられる （イ）受けられない （ウ）受けられる
4. （ア）受けられる （イ）受けられる （ウ）受けられない

問30

正人さんは、公募投資信託やETF（上場投資信託）、J-REIT（上場不動産投資信託）の購入を検討しており、一般NISA（少額投資非課税制度）についてFPの浜松さんに質問をした。浜松さんが金融商品等について説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

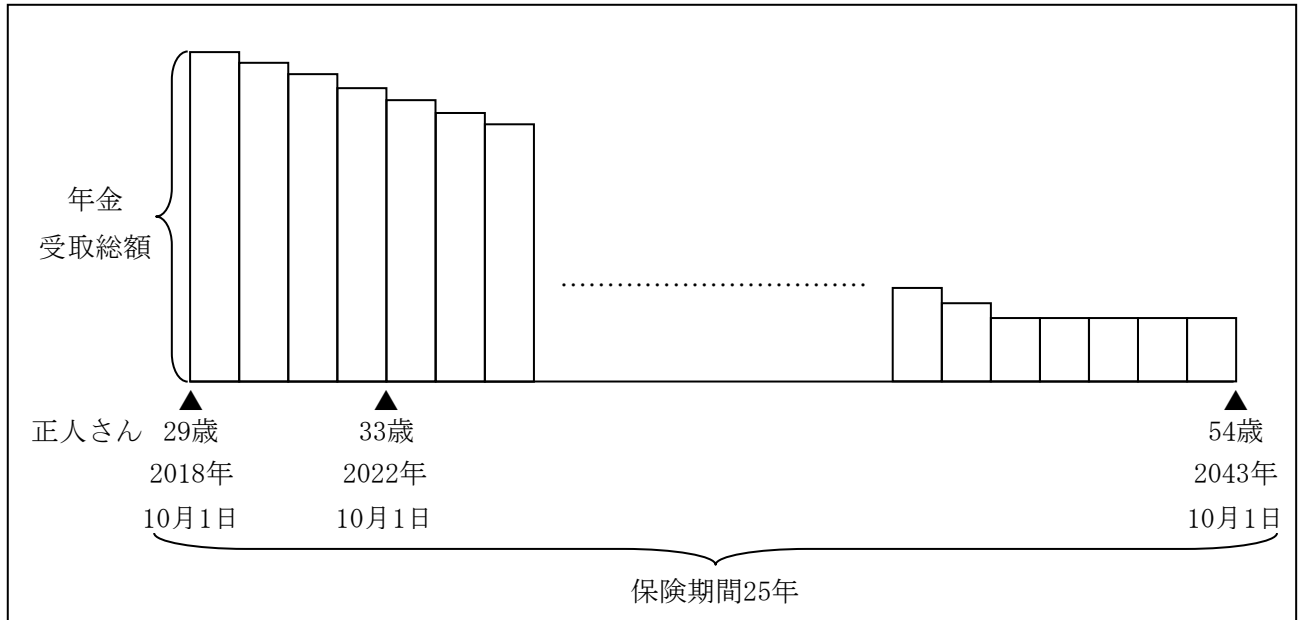
| | 公社債投資信託 | 株式投資信託 | ETF | J-REIT |
|-----------------|---------|--------|-----|--------|
| 一般NISAによる非課税の対象 | 対象にならない | 対象になる | (ア) | 対象になる |
| 金融商品取引所への上場・非上場 | 非上場 | (イ) | 上場 | 上場 |
| 指値注文 | (ウ) | できない | できる | できる |

1. (ア) 対象になる (イ) 上場 (ウ) できる
2. (ア) 対象になる (イ) 非上場 (ウ) できない
3. (ア) 対象にならない (イ) 上場 (ウ) できない
4. (ア) 対象にならない (イ) 非上場 (ウ) できる

問 3 1

正人さんは、契約中の収入保障保険 A の保障額について、FP の浜松さんに質問をした。浜松さんが説明の際に使用した下記<イメージ図>を基に、2022年10月1日に正人さんが死亡した場合に支払われる年金総額として、正しいものはどれか。なお、年金は毎月受け取るものとする。

<イメージ図>



※正人さんは、収入保障保険 A を 2018年10月1日に契約している。

※保険期間は25年、保証期間は5年である。

1. 5,400万円
2. 4,500万円
3. 3,780万円
4. 900万円

問32

正人さんは、2022年8月から病気（私傷病）療養のため休業したことから、健康保険から支給される傷病手当金についてFPの浜松さんに相談をした。正人さんの休業に関する状況は下記＜資料＞のとおりである。＜資料＞に基づき、正人さんに支給される傷病手当金に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、正人さんは、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、記載のない条件については一切考慮しないこと。

＜資料＞

[正人さんの8月の出勤状況]

| 5日 (金) | 6日 (土) | 7日 (日) | 8日 (月) | 9日 (火) | 10日 (水) | 11日 (木) | 12日 (金) | 13日 (土) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 休業 | 休業 | 出勤 | 休業 | 出勤 | 休業 | 休業 | 休業 | 休業 |

▲
休業開始日

※上記の休業した日については、労務不能と認められている。

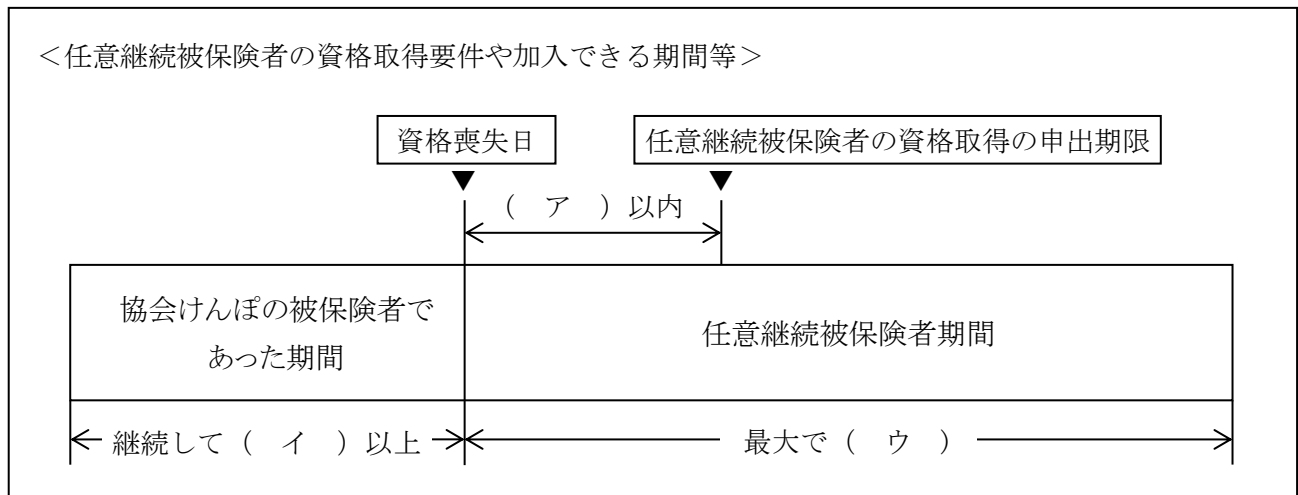
- ・ 正人さんへの傷病手当金は、（ア）より支給が開始される。
- ・ 正人さんへ支給される1日当たりの傷病手当金の額は、次の算式で計算される。
[支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額] ÷ 30日 × （イ）
- ・ 傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から通算して、最長で（ウ）である。

＜語群＞

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 8月10日 | 2. 8月11日 | 3. 8月13日 |
| 4. 1/2 | 5. 2/3 | 6. 3/4 |
| 7. 1年間 | 8. 1年6ヵ月 | 9. 2年間 |

問 3 3

正人さんの兄の純也さん（38歳）は、これまで15年間勤務してきた会社を退職し、自営業者として飲食店を開業することを考えている。純也さんは現在、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の被保険者だが退職後の公的医療保険については、健康保険の任意継続被保険者になることを検討している。協会けんぽにおける任意継続被保険者に関する下図の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。



- ＜語群＞
- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1. 10日 | 2. 14日 | 3. 20日 |
| 4. 1ヵ月 | 5. 2ヵ月 | 6. 6ヵ月 |
| 7. 1年間 | 8. 2年間 | 9. 4年間 |

問 3 4

正人さんの弟の秀和さん（30歳）は自営業者としてコンサルティング業を営んでおり、老後に備えた資産運用として個人型確定拠出年金（i D e C o）への加入を検討している。個人型確定拠出年金に関する次の（ア）～（エ）の記述について適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）加入者が支払った掛金は、その全額が社会保険料控除として、所得控除の対象となる。
- （イ）国民年金の第1号被保険者が個人型確定拠出年金と国民年金基金に加入している場合の掛金は、両方を合算して月額68,000円が限度となる。
- （ウ）老齢給付金を60歳から受給するためには、60歳に達した時点で通算加入者等期間が15年以上なければならない。
- （エ）一時金として受け取った老齢給付金は、退職所得となり、退職所得控除額の適用を受けることができる。

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

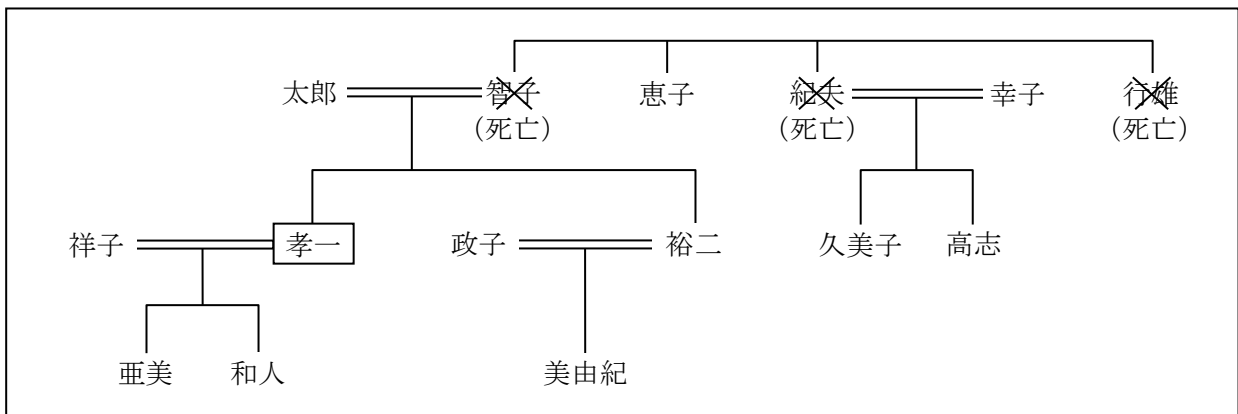
物品販売業（松尾商店）を営む自営業者（青色申告者）の松尾孝一さんは、今後の生活や事業などに関して、FPで税理士でもある沼田さんに相談をした。なお、下記のデータは2022年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備考 |
|-------|----|-------------|-----|-------------|
| 松尾 孝一 | 本人 | 1966年 7月21日 | 56歳 | 自営業 |
| 祥子 | 妻 | 1968年10月11日 | 53歳 | パートタイマー（注1） |
| 亜美 | 長女 | 2000年 6月21日 | 22歳 | 大学生 |
| 和人 | 長男 | 2004年12月22日 | 17歳 | 高校生 |

注1：祥子さんは株式会社PW工業に勤務している。

II. 松尾家の親族関係図



注2：智子さんと紀夫さんは数年前に、行雄さんは2022年8月に死亡している。

III. 松尾家（孝一さんと祥子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

| | 孝一 | 祥子 |
|------------------|----------|----------|
| 金融資産 | | |
| 現金および預貯金 | 2,850 | 360 |
| 投資信託 | 220 | |
| 生命保険（解約返戻金相当額） | [資料3]を参照 | [資料3]を参照 |
| 事業用資産（不動産以外）（注3） | | |
| 商品・備品等 | 420 | |
| 不動産 | | |
| 土地（店舗兼自宅の敷地） | 2,300 | |
| 建物（店舗兼自宅の家屋） | 3,680 | |
| その他（動産等） | 200 | 100 |

注3：記載以外の事業用資産については考慮しないこと。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：380万円（債務者は孝一さん。団体信用生命保険付き）

事業用借入：3,820万円（債務者は孝一さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

| 保険種類 | 保険契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 保険金額 | 解約返戻金相当額 |
|--------------------------------------|-------|------|----------|--------------|----------|
| 定期保険A | 孝一 | 孝一 | 祥子 | 1,000 | — |
| 定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分） | 孝一 | 孝一 | 祥子 | 200 2,000 | 120 — |
| 終身保険C | 孝一 | 孝一 | 祥子 | 400 | 280 |
| 終身保険D | 孝一 | 祥子 | 孝一 | 200 | 180 |
| 終身保険E | 祥子 | 孝一 | 祥子 | 300 | 150 |

注4：解約返戻金相当額は、現時点（2022年9月1日）で解約した場合の金額である。

注5：終身保険Cには、主契約とは別に保険金額400万円の災害割増特約が付保されている。

注6：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注7：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問 3 5

F P の沼田さんは、まず現時点（2022年9月1日時点）における松尾家（孝一さんと祥子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

＜松尾家（孝一さんと祥子さん）のバランスシート＞

（単位：万円）

| | | | |
|----------------|-----|----------|-----|
| [資産] | | [負債] | |
| 金融資産 | | 住宅ローン | ××× |
| 現金および預貯金 | ××× | 事業用借入 | ××× |
| 投資信託 | ××× | | |
| 生命保険（解約返戻金相当額） | ××× | | |
| 事業用資産（不動産以外） | | 負債合計 | ××× |
| 商品・備品等 | ××× | | |
| 不動産 | | | |
| 土地（店舗兼自宅の敷地） | ××× | [純資産] | （ア） |
| 建物（店舗兼自宅の家屋） | ××× | | |
| その他（動産等） | ××× | | |
| 資産合計 | ××× | 負債・純資産合計 | ××× |

問 3 6

孝一さんは、現在加入している生命保険で十分な保障を得られているか不安を持っている。そこで、自分が交通事故等の不慮の事故で死亡したときに支払われる死亡保険金で負債を全額返済した場合、現金および預貯金がいくら残るのかについて、F P の沼田さんに試算してもらうことにした。この試算に関する沼田さんの次の説明の空欄（ア）に入る金額として、正しいものはどれか。なお、保有している投資信託は含めずに計算すること。

「現時点（2022年9月1日時点）で孝一さんが交通事故等の不慮の事故で死亡した場合、孝一さんの死亡により支払われる死亡保険金と松尾家（孝一さんと祥子さん）が保有する現金および預貯金の合計額から、返済すべき負債の全額を差し引いた金額は（ア）になります。」

1. 3,290万円
2. 3,310万円
3. 3,690万円
4. 3,890万円

問37

孝一さんの父である太郎さんが保有する土地Aおよび土地Bの明細は、下記<資料>のとおりである。仮に孝一さんが土地Aおよび土地Bを相続により取得した場合、小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例（小規模宅地等の特例）の適用対象となる面積の上限として、最も適切なものはどれか。なお、太郎さんは、土地Aおよび土地B以外に土地（借地権等を含む）は保有していない。

<資料>

土地A

面積：220m²

用途：太郎さんの自宅の敷地（自宅家屋も太郎さんが所有）。なお、同居者はいない。

取得後の予定：相続税の申告後に売却する予定。

土地B

面積：300m²

用途：賃貸アパートの敷地（アパート（建物）も太郎さんが所有）

取得後の予定：賃貸アパート経営を継続する予定

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 土地A 220m ² | 土地B 300m ² |
|--------------------------|--------------------------|

1. ゼロ（適用なし）
2. 200m²
3. 300m²
4. 420m²

問38

孝一さんの弟である裕二さん（53歳）は、父の太郎さん（85歳）と叔母の恵子さん（78歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。裕二さんの2022年分の贈与税額を計算しなさい。なお、太郎さんからの贈与については、2021年から相続時精算課税制度の適用を受けている。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

[2021年中の贈与]

- ・ 太郎さんから贈与を受けた金銭の額：1,800万円

[2022年中の贈与]

- ・ 太郎さんから贈与を受けた金銭の額：1,500万円
- ・ 恵子さんから贈与を受けた金銭の額：500万円

※2021年中および2022年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金の贈与ではない。

＜贈与税の速算表＞

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

| 基礎控除後の課税価格 | | 税率 | 控除額 |
|------------|------------|-----|-------|
| 200万円 以下 | | 10% | — |
| 200万円 超 | 400万円 以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円 超 | 600万円 以下 | 20% | 30万円 |
| 600万円 超 | 1,000万円 以下 | 30% | 90万円 |
| 1,000万円 超 | 1,500万円 以下 | 40% | 190万円 |
| 1,500万円 超 | 3,000万円 以下 | 45% | 265万円 |
| 3,000万円 超 | 4,500万円 以下 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円 超 | | 55% | 640万円 |

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

| 基礎控除後の課税価格 | | 税率 | 控除額 |
|------------|------------|-----|-------|
| 200万円 以下 | | 10% | — |
| 200万円 超 | 300万円 以下 | 15% | 10万円 |
| 300万円 超 | 400万円 以下 | 20% | 25万円 |
| 400万円 超 | 600万円 以下 | 30% | 65万円 |
| 600万円 超 | 1,000万円 以下 | 40% | 125万円 |
| 1,000万円 超 | 1,500万円 以下 | 45% | 175万円 |
| 1,500万円 超 | 3,000万円 以下 | 50% | 250万円 |
| 3,000万円 超 | | 55% | 400万円 |

問 39

孝一さんは国民年金の第1号被保険者であり、20歳から6年間、国民年金保険料の未納期間がある。このため、今後60歳になるまで国民年金保険料を納付し続けても老齢基礎年金は満額に達しないので、FPの沼田さんに年金額を増やす方法について相談をした。孝一さんの老齢年金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<沼田さんの説明>

「孝一さんが老齢年金の額を増やすには、まず60歳から（ア）歳になるまでの間、国民年金に任意加入し、保険料を納付する方法が考えられます。

また、国民年金保険料に加えて付加保険料を納付すると、付加年金を受給することができます。付加年金の受給額は、（イ）円に付加保険料を納付した月数を乗じた額となります。

さらに孝一さんが66歳に達した日以降、老齢年金の支給繰下げの申し出をすると、年金額を増やして受給することができます。支給繰下げを申し出た場合の年金額の増額率は、（ウ）%に繰り下げた月数を乗じた率となります。」

1. (ア) 65 (イ) 200 (ウ) 0.7
2. (ア) 65 (イ) 400 (ウ) 0.5
3. (ア) 66 (イ) 200 (ウ) 0.5
4. (ア) 66 (イ) 400 (ウ) 0.7

問 4 0

祥子さんは今の職場で長く働きたいと考えており、雇用保険制度について、F P の沼田さんに質問をした。沼田さんの次の説明について、空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

「パートタイマーとして働いている人も、1 週間の所定労働時間が（ア）以上で、継続して 31 日以上雇用される見込みがある人は、雇用保険に加入しなければなりません。

雇用保険の加入年齢に上限はなく、（イ）未満の人は一般被保険者とされ、（イ）以上の人は高年齢被保険者とされます。

被保険者が失業した場合に支給される求職者給付も、離職したときの年齢により内容が異なります。（イ）に達する前に離職した一般被保険者には、離職理由や雇用保険の加入期間により原則として 90 日～330 日にわたる基本手当が支給され、（イ）以後に離職した高年齢被保険者には基本手当の 30 日分または 50 日分の（ウ）が一時金で支給されます。」

<語群>

- | | | |
|--------------|-----------------|----------|
| 1. 8 時間 | 2. 20 時間 | 3. 30 時間 |
| 4. 60 歳 | 5. 65 歳 | 6. 70 歳 |
| 7. 高年齢求職者給付金 | 8. 高年齢雇用継続基本給付金 | |
| 9. 高年齢再就職給付金 | | |